

○枚方市附属機関条例

平成24年9月13日

条例第35号

(設置等)

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 委員は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。

3 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(令4条例20・一部改正)

(会議の公開)

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(枚方市住居表示改正審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 枚方市住居表示改正審議会設置条例（昭和39年枚方市条例第25号）
- (2) 枚方市特別職報酬等審議会条例（昭和39年枚方市条例第51号）
- (3) 枚方市風俗営業等審査会設置条例（昭和49年枚方市条例第2号）
- (4) 枚方市総合計画審議会条例（昭和58年枚方市条例第20号）
- (5) 枚方市保健福祉審議会条例（平成4年枚方市条例第30号）
- (6) 枚方市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年枚方市条例第25号）
- (7) 枚方市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年枚方市条例第26号）
- (8) 枚方市学校規模等適正化審議会条例（平成10年枚方市条例第13号）
- (9) 枚方市生涯学習推進審議会条例（平成18年枚方市条例第1号）
- (10) 枚方市退職手当審査会条例（平成22年枚方市条例第1号）
- (11) 枚方市新行政改革大綱策定審議会条例（平成24年枚方市条例第33号）
- (12) （仮称）枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会条例（平成24年枚方市条例第34号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の条例（枚方市総合計画審議会条例を除く。）の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱された委員とみなす。

（枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成24年12月10日条例第53号〕

この条例中別表1の表に枚方市地域子育て支援拠点等運営法人選定審査会の項を加える改正規定は公布の日から、同表に枚方市社会福祉法人設立認可審査会の項を加える改正規定は平成25年1月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月28日条例第1号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月12日条例第4号〕

この条例は、公布の日から施行する。

〈中略〉

別表（第1条、第2条関係）

（平24条例53・平25条例1・平25条例4・平25条例41・平25条例61・平26条例4・平26条例19・平26条例24・平26条例51・平26条例55・平27条例1・平27条例23・平27条例37・平27条例45・平28条例34・平29条例5・平29条例23・平29条例36・平29条例39・平29条例40・平29条例44・平30条例8・平30条例40・平31条例14・令元条例4・令元条例24・令2条例7・令2条例46・令3条例4・令3条例42・令4条例3・令4条例20・令4条例23・一部改正）

1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 委嘱期 間
＜省略＞				
枚方市健康増進計画審議会	枚方市健康増進計画の策定及び推進に関する調査審議	11人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健又は医療に関する専門的知識を有する者 (3) 市民団体又は関係団体を代表する者	